



鳥取県公報

平成17年3月11日(金)
第7668号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の退任 (137) (中部総合事務所農林局) 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (138) (障害福祉課) ... 1
	指定居宅サービス事業者の指定 (139) (長寿社会課) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (140) (＃) 4
	指定介護老人福祉施設の指定 (141) (＃) 5
	結核予防法による医療機関の指定 (142) (健康対策課) 5
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (143) (＃) 6
	国土調査の成果の認証 (144) (耕地課) 6
	小型いかつり漁業に係る許可の申請期間 (145) (水産課) 6
	小型いかつり漁業の許可をすることができる数の最高限度 (146) (＃) 7
教委告示	臨時教育委員会の招集 (6) (教育総務課) 7
公 告	職業訓練指導員試験の合格者 (労働雇用課) 7
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課) 8
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (＃) 8
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 9

告 示

鳥取県告示第137号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 池 上 勝 治

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 進 東伯郡大栄町大字妻波1465 - 8

平成17年2月24日退任

鳥取県告示第138号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンターマгноリア	倉吉市上井町一丁目2-1	居宅介護	平成17年2月1日
〃	〃	デイサービスセンターマгноリア	〃	デイサービス	〃

鳥取県告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
株式会社幸風 代表取締役 福谷一郎	岩美郡岩美町大字浦富434-25	グループホーム幸風	岩美郡岩美町大字浦富434-25	痴呆対応型共同生活介護	平成16年10月25日
社会福祉法人寿耕会 理事長 藤田耕三	日野郡江府町大字久連7	チロルの里グループホーム	日野郡江府町大字久連7	〃	〃
〃	〃	チロルの里デイサービスセンターいこい	〃	通所介護	〃
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 岸本 晟	鳥取市富安二丁目104-2	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目104-2	訪問介護	平成16年11月1日
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会国府事業所	鳥取市国府町糸谷15-1	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会福部事業所	鳥取市福部町海士1013-1	通所介護	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一本277-1	訪問介護、訪問入浴介護	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会用瀬事業所	鳥取市用瀬町別府96-2	訪問介護、訪問入浴介護、	〃

				通所介護	
"	"	鳥取市社会福祉協議会 佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬 木2171 - 2	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 気高事業所	鳥取市気高町浜村 8 - 8	訪問介護、通 所介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市 651 - 1	訪問介護、訪 問入浴介護、 通所介護	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 青谷事業所	鳥取市青谷町善田 31 - 1	"	"
"	"	訪問看護ステーション やすらぎ	"	訪問看護	"
社会福祉法人やず 理事長 山根英明	八頭郡郡家町大 字宮谷123	小規模生活単位型特別 養護老人ホームすこや か	八頭郡郡家町大字 宮谷174 - 1	短期入所生活 介護	平成16年 11月16日
社会福祉法人親誠 会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町 158	ケアハウスひまわり鳥 取	鳥取市桂木784	訪問介護、通 所介護	平成16年 11月25日
医療法人社団内科 小児科山脇医院 理事長 山脇敏正	鳥取市国府町奥 谷一丁目110	グループホームふたば	鳥取市国府町稲葉 丘三丁目303	痴呆対応型共 同生活介護	平成16年 11月26日
社会福祉法人中部 福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡大栄町大 字東園331 - 1	グループホームあずま 園	東伯郡大栄町大字 東園331 - 1	"	平成16年 12月1日
ライフケア鳥取有 限会社 代表取締役 小椋 節	鳥取市浜坂六丁 目2 - 20	ライフケア鳥取有限会 社	鳥取市浜坂六丁目 2 - 20	福祉用具貸与	平成16年 12月15日
社会福祉法人賛幸 会 理事長 田中彰	鳥取市服部204 - 1	はまゆうデイサービス センター	鳥取市服部204 - 1	通所介護	平成16年 12月20日
"	"	短期入所生活介護施設 はまゆう	"	短期入所生活 介護	"
社会福祉法人みの り福祉会 理事長 村田実	倉吉市西倉吉町 2 - 23	社会福祉法人みのり福 祉会関金みのりグルー プホーム	東伯郡関金町大字 関金宿1429 - 2	痴呆対応型共 同生活介護	平成16年 12月27日
株式会社ニチイ学 館 代表取締役 寺田 明彦	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目9	アイリスケアセンター 米子東	米子市上福原三丁 目8 - 1	訪問介護	"
社会福祉法人地域 でくらす会 理事長 井上徹	米子市内町122	ヘルパーステーション 蔵まち	倉吉市幸町529	"	"

有限会社ヨシダ・ メディカルサービ ス 代表取締役 吉田 敏	東伯郡琴浦町大 字浦安233 - 4	有限会社ヨシダ・メディ カルサービス	東伯郡琴浦町大字 浦安233 - 4	福祉用具貸与	〃
有限会社すみれ会 代表取締役 入江 勉	米子市西福原九 丁目6 - 20	ケアステーションすみ れ会	米子市西福原九丁 目6 - 20	訪問介護	平成17年 1月6日
有限会社サングル ウッド 代表取締役 末次 旦治	米子市八幡365 - 9	指定訪問介護事業所や わた橋	米子市八幡365 - 9	〃	〃
株式会社西浦組 代表取締役 西浦 敏彦	鳥取市河原町佐 貫1093 - 8	福祉住環境コンサルタ ントニシウラ	鳥取市河原町佐貫 1093 - 8	福祉用具貸与	平成17年 1月24日
有限会社いちれつ 代表取締役 辻真 三子	岩美郡岩美町大 字岩井279	有限会社いちれつデイ サービスセンターあい の手	岩美郡岩美町大字 岩井279	通所介護	〃
社会福祉法人敬仁 会 理事長 藤井省三	倉吉市山根55	グループホームマグノ リア	倉吉市上井町一丁 目2 - 1	痴呆対応型共 同生活介護	平成17年 1月31日
〃	〃	ショートステイマグノ リア	〃	短期入所生活 介護	〃
有限会社うーく 代表取締役 安木 賢司	八頭郡郡家町大 字郡家76 - 35	あっとほーむデイサー ビスセンター	八頭郡郡家町大字 郡家76 - 35	通所介護	平成17年 2月25日

鳥取県告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者 の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	居宅介護支援事業を行う 事業所の名称	居宅介護支援事業を 行う事業者の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社 会福祉協議会 会長 岸本 晟	鳥取市富安二丁目 104 - 2	鳥取市居宅介護支援事業 所	鳥取市富安二丁目 104 - 2	平成16年11月 1日
〃	〃	国府町居宅介護支援事業 所	鳥取市国府町糸谷15 - 1	〃
〃	〃	福部町居宅介護支援事業	鳥取市福部町海士	〃

		所	1013 - 1	
"	"	河原町居宅介護支援事業所	鳥取市河原町渡一木 277 - 1	"
"	"	用瀬町居宅介護支援事業所	鳥取市用瀬町別府96 - 2	"
"	"	佐治町居宅介護支援事業所	鳥取市佐治町加瀬木 2171 - 2	"
"	"	気高町居宅介護支援事業所	鳥取市気高町浜村 8 - 8	"
"	"	鹿野町居宅介護支援事業所	鳥取市鹿野町今市 651 - 1	"
"	"	青谷町居宅介護支援事業所	鳥取市青谷町露谷53 - 5	"
社会福祉法人親誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町158	居宅介護支援事業所ひまわり鳥取	鳥取市桂木784	平成16年11月 25日
特定非営利活動法人桜坂 デイサービスセンター 理事長 山元美津江	鳥取市湖山町南三丁目101 - 24	特定非営利活動法人桜坂 デイサービスセンター居 宅介護支援事業所	鳥取市湖山町南三丁目 101 - 24	平成17年2月 3日
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉一丁目653	居宅介護支援事業所風紋 館	鳥取市立川町五丁目 312 - 1	平成17年2月 8日

鳥取県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人やず 理事長 山根英明	八頭郡郡家町大字宮谷123	小規模生活単位型特別養 護老人ホームすこやか	八頭郡郡家町大字宮 谷174 - 1	平成16年11月 16日
社会福祉法人賛幸会 理事長 田中彰	鳥取市服部204 - 1	特別養護老人ホームはま ゆう	鳥取市服部204 - 1	平成16年12月 20日

鳥取県告示第142号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人寿耕会西部診療所	米子市大篠津町4694	平成17年3月1日

鳥取県告示第143号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
フジタ診療所	米子市大篠津町4694	平成17年2月28日

鳥取県告示第144号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉吉市	平成12年度から平成16年度まで	倉吉市（上大立及び大立の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市上大立及び大立の各一部	平成17年3月11日
〃	平成13年度から平成16年度まで	倉吉市（大立及び河来見の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市大立及び河来見の各一部	〃
〃	平成14年度から平成16年度まで	倉吉市（大立及び河来見の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市大立及び河来見の各一部	〃
八東町	平成12年度から平成16年度まで	八東町（大字志谷の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字志谷の一部	〃
大山町	平成12年度から平成16年度まで	大山町（平、宮内及び坊領の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡大山町平、宮内及び坊領の各一部	〃

鳥取県告示第145号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）に係る許可の申請期間を平成17年3月11日から同月22日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第146号

県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）の許可をすることができる船舶の隻数の最高限度を36に変更したので、鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第23条第4項において準用する同条第3項の規定により告示する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第6号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年3月11日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年3月12日（土）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
 - (2) その他

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により実施した平成16年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

建築科合格者

田 中 建 作

広告美術科合格者

祇 園 忠 志

塗装科合格者

宮 平 和 浩

中 山 喜 誉 士

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社西日本鋳業 代表取締役 西村信義	鳥取市気高町新町三丁目26	鳥取市有富字外輪谷463外128筆 (462,629.9平方メートル)	安山岩 (1,374,267立方メートル)	平成17年2月17日から平成20年2月2日まで	平成17年2月17日
石田光正	鳥取市国安80-3	鳥取市国府町吉野字笹波谷386-1外1筆 (9,903.24平方メートル)	真砂土 (12,057.9立方メートル)	平成17年2月21日から平成20年2月20日まで	平成17年2月21日
山正建設有限会社 代表取締役 山根秀寿	鳥取市河原町長瀬28	鳥取市用瀬町屋住字長戸呂536外3筆 (20,294.74平方メートル)	花崗岩 (10,566.3立方メートル)	平成17年2月24日から平成18年2月23日まで	平成17年2月24日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	採取場の所在地及び面積	認可の内容			認可年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社西日本鋳業 代表取締役 西村信義	鳥取市気高町新町三丁目26	鳥取市有富字外輪谷口463外126筆 (438,872.86平方メートル)	採石場の所在地	鳥取市有富字外輪谷口463外101筆	鳥取市有富字外輪谷口463外126筆	平成17年2月3日
			採石場の区域の面積	294,950.55平方メートル	438,872.86平方メートル	

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
浜村産業株式会社 代表取締役 浜口育弘	鳥取市福部町細川384 - 1	鳥取市青谷町青谷字空濱4969外19筆 (4,056.95平方メートル)	砂（15,174.6立方メートル）	平成17年2月10日から平成18年12月31日まで	平成17年2月10日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年3月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピュータ 206台

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成17年7月1日から平成21年6月30日まで

(4) 納入期限

平成17年6月30日（木）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年3月25日（金）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成17年3月11日（金）から同年4月22日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年3月11日（金）午前9時から同月31日（木）午後5時までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年4月22日（金）午後2時（ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月21日（木）午後5時までとする。）

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年4月7日（木）午後2時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規

則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

206sets of notebook - type computers to be leased

206sets of softwares to be purchased

(2) 2:00 PM 7, April, 2005 : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2:00 PM 22, April, 2005 : Time - limit for submission of tenders

5:00 PM 21, April, 2005 : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570

Japan

TEL : 0857 - 26 - 7614

E-mail : gyouseikeiei@pref.tottori.jp

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成17年度（平成17年4月から平成18年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成17年3月25日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

印

法人にあっては、名称及び
代表者の氏名

電話番号

記

購 読 期 間	年 月 から 年 月 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。